

令和 7 年度

綾里漁港海岸遠隔自動化電源設備診断整備業務委託

特記仕様書

第 1 条（適用範囲）

本仕様書は、沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センターで発注する綾里漁港海岸遠隔自動化電源設備診断整備業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

なお、この案件は、重点監理委託業務となる。

第 2 条（目的）

本業務は、沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター所管綾里漁港海岸において、令和 7 年 2 月 26 日に岩手県大船渡市で発生した林野火災に伴い、綾里漁港海岸地域の長時間停電時において、水門・陸閘の遠隔自動化システムの非常電源設備にて災害時の対応措置を行ったものである。

対応措置として、当センター所管である綾里漁港海岸の発電設備を構成している機器の各部材には、始動・停止の繰り返し、軽負荷運転等により各種ストレスがかかっている。そのストレスにより、各部材、部位の機能が低下し、ストレスが許容範囲を超えると劣化現象として表れ、更に進展し、故障・事故に至らしめる可能性があることから、故障、事故という現象を起こす前に状況を把握し、対策を講じる必要があり、且つ、今後の維持管理として水門・陸閘の遠隔自動化システムにて確実なシステム動作が必須であることから、「綾里漁港海岸津波・高潮対策（遠隔自動化電気設備）工事」を踏まえ、綾里漁港海岸被制御所に設置されている電源設備について診断整備を行うものである。

受注者は、遠隔自動化システムの電源設備が対象となることから、システム停止時間を最小限とした電源設備の切替えを行うものとし、支障が予測される機器・部位・部品の診断を適切に行うものとする。

設備の劣化状況に応じて、監督職員及び重点監理と調整協議のうえ、延命化対策を行うものとし、正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第 3 条（業務内容）

本業務の業務内容は、第 6 条にあげる対象機器について、別紙 1「点検整備表」にあげる E 点検を実施するものとする。

各施設の詳細内容は、添付図面(施設配置図、単線結線図、配管配線系統図、機器配置図)を参照のこと。

また、施設毎のデータを判定基準値と比較し機器の状態を所見にとりまとめると共に、完成図書又は過去の点検データと比較をし、現状の機器機能の変化傾向について報告書にとりまとめる。

過去の点検実施結果については、受託者へ貸与するものを基本とするが、自家発電設備の点検は運用後実施されていない。

第 4 条（業務期間）

本業務における履行期間は令和 8 年 3 月 16 日までとする。

なお、履行期間には、作業日数・準備日数・後片付け日数のほか休業日（土曜日・日曜日・祝祭日・天候による休業日・連休等）を含むものである。

第 5 条（業務位置）

1 綾里漁港海岸被制御所（大船渡市三陸町綾里港地内ほか）

（1） 田浜地区

（2） 石浜地区

（3） 港地区

※上記箇所の遠隔自動化電気設備工事及び林野火災時の電源設備稼働状況等詳細内容については、完成図書を貸与するものとする。

第6条（業務実施対象機器）

1 田浜地区

- (1) 引込開閉器盤
- (2) 分電盤
- (3) 入出力中継装置
- (4) 自家発電装置（20kVA）型番 AP35C
（原動機、発電機）
（交換部品）61 品目

※別紙2_交換部品表を参照のこと。

2 石浜地区

- (1) 引込開閉器盤
- (2) 分電盤
- (3) 入出力中継装置
- (4) 自家発電装置（20kVA）型番 AP35C
（原動機、発電機）
（交換部品）61 品目

※別紙2_交換部品表を参照のこと。

3 港地区

- (1) 引込開閉器盤
- (2) 電源切替盤
- (3) 分電盤
- (4) 入出力中継装置
- (5) 自家発電装置（50kVA）型番 AP65C
※左岸操作室設置の動力用自家発電装置は対象外とする。
（原動機、発電機）
（交換部品）65 品目

※別紙2_交換部品表を参照のこと。

第7条（準拠基準）

本業務は、本仕様書のほか次に示す基準及び規格に準拠し実施するものとする。

- 1 土木工事共通仕様書 岩手県
- 2 電気設備共通仕様書 岩手県
- 3 日本産業規格（JIS）
- 4 日本電機工業会標準規格（JEM）
- 5 電気規格調査会規格（JEC）
- 6 電気設備に関する技術基準に定める省令（国土交通省）
- 7 内線規定
- 8 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）（国土交通省）
- 9 電気通信施設点検基準（案）（国土交通省）
- 10 津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver. 3.1）
- 11 遠隔監視操作設計マニュアル（岩手県県土整備部河川課）
- 12 水門・陸閘自動閉鎖システム 機械設備・安全周知設備・非常用発電機とのインターフェース仕様書
- 13 電気通信施設点検基準（案）（令和7年3月）
- 14 その他、関係法令規則

第8条（業務項目及び内容）

- 1 診断整備とは、次の各号にあげる業務項目及び業務内容をいう。

- (1) 業務計画

本業務において、受注者による業務計画内容を発注者、重点監理、受注者の3者調整協議を行うものとする。

(2) 仮設電源計画

実施にあたり、計画書を作成のうえ、切替後、必ず試運転調整を行い、問題無いことを確認したうえで適切に対応すること。

- 1) 仮設設置、既設解体確認及び仮設起動確認調整
- 2) 既設発電機分解搬出
- 3) 診断整備

交換部品については、原則、メーカー純正品を使用すること。その他については、J I S等の規格品を優先して使用すること。また、作業を進めるにあたって、その他設置部品が必要となった場合、必要に応じて監督職員と協議のうえ、決定するものとし、変更の対象とする。

- 4) 上記整備によるダミー負荷試験
- 5) 現地搬入据付、復旧整備、運転確認

(3) 発電設備搬出入計画

- 1) 既設発電機搬出計画書
- 2) 仮設発電機搬入搬出計画書

(4) 既設発電設備及び仮設発電設備搬出入

事前に監督職員と協議を行い、搬出入日及び搬出入経路を決定すること。

また、騒音・振動が発生する作業は、監督職員とのスケジュール調整等を必ず行うこと。

なお、港地区については、建築工事にて実施した綾里水門上屋屋根部より、高所作業車（ラフタークレーン 70t 等）にて屋根脱着による搬出入となる。

- 1) 仮設発電機 3φ 3W 50Hz 200V
- 2) 仮設発電機自動始動盤付（本体搭載、充電器、自動起動、停止回路、故障一括回路内蔵）
- 3) 仮設発電機用ノイズソーバー（遮音板）
- 4) 仮設発電機用自動始動盤製作調整
- 5) 電源設備への電源切替え（既設発電機から仮設発電機への切替え等）
- 6) 現地配線工

※港地区において、自家発電装置整備後上屋屋根部より搬入する際、上屋建築構造への影響がきたすことが無いよう実施すること。（ボルト締付、雨水侵入等）

(5) 現地配管工

- 1) 既設発電設備の搬入搬出に伴う、断熱撤去及び復旧

(6) 発電設備単体試験調整

必ず監督職員立会いのもと試運転調整を行い、問題無いことを確認のこと。試験状況にて対象外装置等の整備が必要となった場合、必要に応じて監督職員と協議のうえ、決定するものとし、変更の対象とする。

(7) 発電設備診断整備調査書類

- 1) 単体試験要領書
- 2) 試験結果報告書

(8) 電源設備診断調査

機器の状態を十分に把握し、今後の更新時までの機能維持を目的とした診断調査を行うものとする。

- 1) 調査報告書

(9) 電源設備接続調整

仮設発電機設置に伴い、電源設備への切替え調整を行うものとする。

(10) インターフェース試験

必ず監督職員及び重点監理立会いのもと試運転調整を行い、問題無いことを確認したうえで引き渡しのこと。その他設置部品が必要となった場合、必要に応じて監督職員と協議のうえ、決定するものとし、変更の対象とする。

- 1) 試験要領書

2) 試験結果報告書

- 2 業務の実施にあたり必要とする機器、器具及び消耗品は、受注者の負担とする。
- 3 資格等を必要とする作業は、当該資格を有するものに行わせ、資格証の写しを提出するものとする。(自家発電設備等)
- 4 校正を必要とする各種測定器については、定期的に校正されたものを使用し、報告書内書類として校正証明書を提出するものとする。
なお、点検に要する計測機器及び分解調整用の工具類は、受注者の責任と費用負担で準備しなければならない。ただし、備え付けの特殊工具等については、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。

第9条（業務実施計画）

- 1 受注者は診断整備に先立ち、事前に各設備の設置目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、点検に必要な設備特性を考慮のうえ、業務実施計画を作成し、監督職員の承認を得るものとする。
- 2 診断整備は原則として、平日の午前8時から午後5時までの間に行うものとする。
但し、遠隔自動化システムへ影響する場合は、監督職員と協議のうえ、午前9時の一斉折り返し試験終了後に、実施するものとする。
- 3 時間外又は土曜日・日曜日・祝日に点検を行う場合は、あらかじめ監督職員の承認を得るものとする。
- 4 診断整備に当たっては、緊急時の水門・陸開機械設備操作に支障のないように行うものとする。
- 5 受注者は、業務の実施に伴い、遠隔自動化電気設備及び安全周知設備（又は施設設備）の運転・操作を行う場合は、事前に監督職員へ連絡するものとする。なお、運転・操作終了時又は緊急時においては、設備を所定の状態に戻すこととする。ただし、点検前の状態に戻すことが設備の安全上・機能上好ましくない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 6 受注者は、誤操作を防止するため、操作責任者を定め、操作責任者指示に従い操作を行うものとする。また、診断整備中は、本業務対象の被制御所に「点検中」等の表示板等を掲げるものとし、十分に調整のうえ、事故防止を行うものとする。遠方監視操作制御設備等がある関係機関（統制局、制御局）については、監督職員が事前調整を行うことから調整に必要な書類を提出のこと。
- 7 受注者は、主たる電源ブレーカや運転操作を行う場合（特に電源切替時）は、あらかじめ操作を行う前に、対象回路及び操作内容を図面等に記載した書類と共に事前に監督職員へ提出し、承諾を得たうえで実施するものとする。操作終了時は、操作前の所定の位置に戻すとともに監督職員へ報告するものとする。

第10条（不測の事態への対応）

受注者は、診断整備対象機器以外に不具合を発見した場合は、必要な措置を講ずるほか原因究明に協力するものとし、必要に応じて再発防止のための助言、精密検査等を実施するものとする。

なお、上記に係る費用については、監督職員と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とする。

第11条（安全対策）

受注者は、作業員に対する安全管理の教育及び必要な安全対策を講じ、診断整備中の事故が生じないよう安全管理を徹底すること。

第12条（調整および整備）

- 1 診断整備においては、作業場所に建設機械を配置する場合は、関係法令を遵守し作業性、安全性に十分留意し配置するものとする。
- 2 診断整備は、設備機器ごとに異常の有無を確認するものとする。なお、異常があった場合は、その異常の原因を把握し監督職員に報告するものとする。
- 3 診断整備中、早急に修理又は改善を要する不良、不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督職

員に報告するものとする。

- 4 診断整備においては、当該遠隔自動化設備（又は施設）の機能面及び安全面の確認を行うものとし、改善対策が必要と思われる場合は、業務報告書にて監督職員に報告するものとする。

第 13 条（関連設備保守点検との調整）

診断整備の実施に当たっては、日時、実施施設箇所等、別途発注する関連設備（電気及び機械設備）保守点検に支障がないよう、調整を行ったうえで実施するものとする。

第 14 条（部品交換等を含む整備）

点検の結果、設備の不具合等による機器の取替等を早急に実施する必要が認められた場合は、資料を作成し監督職員と協議するものとする。修理に要する費用は、両方で協議を行い、本業務の変更契約により措置するものとする。

第 15 条（診断整備報告）

受注者は、以下の内容について診断整備報告書に取りまとめのうえ、A 4 版 1 部及び電子媒体 1 部を提出するものとする。

- 1 診断整備結果の概要
- 2 診断整備結果による所見
- 3 診断整備記録及びデータ類
バッテリー等の交換が必要な部品は、交換推奨時期・型式・個数等、購入にあたって必要な仕様を記載すること。
- 4 診断整備作業状況（高所作業車使用時も含む）及び不具合状況等の写真
写真は、点検施設（被制御所）の全景、点検対象機器、点検状況、交換部品が分かるように撮影すること。（工場内による整備作業及び部品交換作業状況も適宜撮影すること。）
また、被制御所は複数あることから、施設名案内板等箇所が分かるように撮影すること。
- 5 整備・補修・部品交換の必要箇所とその具体的内容（概算費用を含む）
- 6 その他必要と認められる事項

第 16 条（発生品及び撤去品の処分）

発生品及び撤去品は、適正に処分するものとする。

第 17 条（その他）

- 1 本仕様書に記載されていない事項が生じた場合、または本業務における疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- 2 原則として旅費交通費は、設計変更の対象としない。ただし、業務内容に変更があった場合はこの限りではない。

別紙 1

点 検 整 備 表

点検整備工事は下記点検項目にしたがって実施し、「点検整備結果報告書」にて報告をすること。

A点検 : 3ヶ月毎	D点検 : 2年毎
B点検 : 6ヶ月毎	E点検 : 4年毎
C点検 : 1年毎	F点検 : 8年毎

区分	点 検 部	点 検 項 目 No.	作 業 項 目	点 検 種 別						状況及び処置記録 結果記号 良好:○ 調整:△ 交換: ●不適合:× 該当無:／	結果
				A	B	C	D	E	F		
外 観 点 検	設置状況	1	周囲の整理整頓、状況点検	○	※	○	○	○	○		
		2	区画、隔壁等破損の有無点検	○	※	○	○	○	○		
		3	水の浸透、漏れ等の有無点検	○	※	○	○	○	○		
		4	換気装置の機能点検	○	※	○	○	○	○		
		5	照明設備及び機能点検	○	※	○	○	○	○		
		6	標識の表示状況の点検	○	※	○	○	○	○		
	表示	7	表示の適否確認	○	※	○	○	○	○		
	自家発電装置	8	変形、損傷、脱落、漏れ等の有無点検	○	※	○	○	○	○		
	始動用蓄電池設備	9	蓄電池設備の外観点検に準ずる	○	※	○	○	○	○		
	始動用空気圧縮 設備	10	空気だめ、圧縮機の変形等異常有無点検	○	※	○	○	○	○		
		11	空気だめ圧力の点検	○	※	○	○	○	○		
	制御装置	12	周囲の整理整頓、状況点検	○	※	○	○	○	○		
		13	外形上で変形等の異常有無点検	○	※	○	○	○	○		
		14	電源表示灯の点灯有無点検	○	※	○	○	○	○		
		15	開閉器及び遮断器の開閉位置適否点検	○	※	○	○	○	○		
	計器類	16	変形等の有無、及び指示値の適否点検	○	※	○	○	○	○		
	燃料油及び	17	外形上で変形等の異常有無点検	○	※	○	○	○	○		
	冷却水タンク	18	規定の燃料油量があるか点検	○	※	○	○	○	○		
		19	規定の冷却水量があるか点検	○	※	○	○	○	○		
	排気筒	20	可燃物が放置されていないか周囲の状況 の点検	○	※	○	○	○	○		
		21	外形上で変形、損傷、支持金具の緩み等 有無点検	○	※	○	○	○	○		
		22	貫通部の変形、損傷、脱落等の異常有無 点検	○	※	○	○	○	○		
	配管	23	変形、損傷、漏れ等の有無点検	○	※	○	○	○	○		
	予備品等	24	予備品及び回路図等の備付状況点検	○	※	○	○	○	○		
機 能 点 検	自家発電装置	25	潤滑油の種類及び量の確認	○	※	○	○	○	○		
		26	タンク、ラジエタ等冷却装置の機能点検	○	※	○	○	○	○		
		27	無負荷運転での各部点検性能チェック		※	○	○	○	○		
		28	手動停止装置の機能点検		※	○	○	○	○		
	始動用蓄電池設備	29	蓄電池設備の機能点検に準ずる		※	○	○	○	○		
	始動用空気圧縮 設備	30	潤滑油の種類及び量の確認	○	※	○	○	○	○		
		31	確実に作動するか否かを確認	○	※	○	○	○	○		
	制御装置	32	開閉器及び遮断器の開閉機能確認		※	○	○	○	○		
		33	適正ヒューズの使用有無点検		※	○	○	○	○		
		34	各継電器の機能確認		※	○	○	○	○		
		35	各表示灯の点灯状況の確認	○	※	○	○	○	○		
	計器類	36	設備を運転し、各計器の作動、指示値を点検	○	※	○	○	○	○		
	結線接続	37	回路、端末の変形、損傷等の有無点検	○	※	○	○	○	○		
	接地	38	接地線の変形、接続部の損傷有無点検	○	※	○	○	○	○		
	耐震措置	39	アンカーボルト、防振装置、可とう管継手等 耐震措置が適正に行われ、かつこれ等に 変形、損傷等が無いかどうか点検	○	※	○	○	○	○		

注) 点検種別欄の※印作業項目は、消防法で定められている点検項目である。

※本資料は、製作及び納品メーカーによる規定資料である

区分	点検部	点検項目No.	作業項目	点検種別						状況及び処置記録 結果記号 良好:○ 調整:△ 交換: ●不適合:× 該当無:／	結果
				A	B	C	D	E	F		
作動点検	自家発電装置	40	タイムスケジュール及びシーケンス通りに、自動始動及び自動停止作動が完了するか否か点検	○	※	○	○	○	○		
総合点検	接地抵抗	41	抵抗値を測定し適正であるか否かを 確認する					○	○		
	絶縁抵抗	42	〃			※	○	○	○		
	始動用蓄電池設備	43	蓄電池設備の総合点検に準ずる			※	○	○	○		
	始動用空気圧縮設備	44	容量及び機能を点検			※	○	○	○		
	始動補助装置	45	確実に作動するか否かを点検			※	○	○	○		
	保安装置	46	作動値が設定通りか否か点検			※	○	○	○		
	調速機	47	確実に作動するか否か確認する			※	○	○	○		
	負荷運転	48	正常な運転状況であるか否か点検			※	○	○	○		
		49	排気背圧を計測し適否を点検			※	○	○	○		
		50	換気(吸気及び排気)の良否点検			※	○	○	○		
燃料系統	燃料噴射ポンプ	51	ラック目盛位置・摺動点検	○	○	○	○	○	○		
		52	噴射時期及び調整ネジ弛み点検				○	○	○		
		53	ブランジャーの漏れ確認				○	○	○		
		54	分解点検						○		
	燃料噴射弁	55	噴射圧力・噴霧状況点検調整				○	○	○		
		56	分解掃除					○	○		
	燃料油コシ器	57	ドレン抜き(及びブローオフ掃除)			○	○	○	○		
		58	分解掃除			○	○	○	○		
	燃料タンク	59	沈殿物・水分の排出	○	○	○	○	○	○		
		60	燃料灯油中の添加剤有無	○	○	○	○	○	○		
	フィードポンプ	61	フィードポンプの分解点検					○	○		
	移送ポンプ	62	燃料移送ポンプの作動	○	○	○	○	○	○		
潤滑油系統	潤滑油ポンプ	63	主要部分の分解点検						○		
	機関潤滑油	64	汚れ点検			○	○	○	○		
		65	油量点検(検油棒上部目盛迄)	○	○	○	○	○	○		
	弁腕注油ポンプ	66	分解点検					○	○		
	弁腕注油タンク	67	汚れ点検(含燃料稀釈)	○	○	○	○	○	○		
		68	油量点検	○	○	○	○	○	○		
	潤滑油コシ器	69	分解点検			○	○	○	○		
		70	ドレン抜き		○	○	○	○	○		
	潤滑油冷却器	71	外観目視点検(錆・損傷の有無)	○	○	○	○	○	○		
		72	圧力(水圧or油圧)テスト					○	○		
		73	分解点検掃除						○		
	自動始動用 プライミング装置	74	ピストンポンプ分解点検				○	○	○		
		75	モーターポンプ分解点検						○		
	ガバナ	76	油量点検	○	○	○	○	○	○		
	(集合型) 燃料噴射ポンプ	77	油量点検	○	○	○	○	○	○		
	過給機	78	油量点検 (タービン側・ブロー側ともに油面計白線まで)	○	○	○	○	○	○		
	発電機	79	軸受部油量点検	○	○	○	○	○	○		

注)点検種別欄の※印作業項目は、消防法で定められている点検項目である。

※本資料は、製作及び納品メーカーによる規定資料である

区分	点検部	点検項目No.	作業項目	点検種別						状況及び処置記録 結果記号 良好:○ 調整:△ 交換: ●不適合:× 該当無:／	結果
				A	B	C	D	E	F		
冷却水系統	冷却水ポンプ	80	メカニカルシール またはグランドパッキン交換					○	○		
		81	主要部分分解点検						○		
	冷却水ヒータ	82	断線・接点等の点検	○	○	○	○	○	○		
	温調弁	83	作動確認		○	○	○	○	○		
		84	分解・点検			○	○	○	○		
	汲上ポンプ	85	汲上ポンプ作動・水モレ点検		○	○	○	○	○		
	減圧水槽	86	内部点検		○	○	○	○	○		
		87	給水弁の作動確認		○	○	○	○	○		
始動空気系統	始動弁	88	弁座スリ合せ、パネ点検			○	○	○	○		
	始動空気分配弁	89	点検			○	○	○	○		
	自動始動用塞止弁	90	分解・点検			○	○	○	○		
	始動空気減圧弁	91	ダイヤフラム点検			○	○	○	○		
	始動、停止電磁弁	92	点検			○	○	○	○		
	手動用三方弁	93	分解・点検			○	○	○	○		
	制限用並びに 停止エア・ピストン	94	分解・点検			○	○	○	○		
	停止ソレノイド	95	絶縁抵抗の測定、コイル導通テスト				○	○	○		
	空気槽 (含ドレンセパレーター)	96	空気槽配管モレ点検、ドレン抜き	○	○	○	○	○	○		
		97	安全弁の作動確認(調整形のみ)			○	○	○	○		
		98	安全弁の分解点検				○	○	○		
	コンプレッサー	99	コンプレッサーの作動確認	○	○	○	○	○	○		
		100	分解点検								
弁装置 シリンダヘッド	シリンダヘッド	101	燃料室のカーボン掃除					○	○		
	吸排気弁	102	弁調整(弁頭スキマ)			○	○	○	○		
		103	吸排気弁点検スリ合せ					○	○		
		104	弁パネ・パネ受点検		○	○	○	○	○		
	カム軸	105	カム・タベットローラー点検			○	○	○	○		
往復運動部	ピストン	106	ピストン抜きしカーボン掃除						○		
		107	ピストンリング、オイルリングの点検・リング溝の点検						○		
		108	ピストンピン・ピストンピン孔点検						○		
		109	ピストンピンメタル点検						○		
	連接棒	110	クランクピンメタル点検						○		
		111	連接棒ボルト点検					○	○		
	シリンダライナ	112	シリンダライナ内径計測(絞りチェック)						○		
		113	ライナ抜きしパッキン、ゴムリング交換 水ジャケット部清掃、防錆塗装						○		
クランク軸	主軸受	114	主軸受メタル点検						○		
		115	主軸受ボルトゆるみ点検						○		
	クランク軸	116	ピン・ジャーナル点検						○		
		117	ハズミ車側クランク歯車締付ボルト点検						○		
		118	バランスウェイトボルト点検						○		
		119	デフレクション計測			○	○	○	○		
	歯車	120	タイミングギヤ他ギヤ当り背隙点検						○		
調速装置	調速リンク	121	点検調整			○	○	○	○		
		122	注油および摺動点検	○	○	○	○	○	○		
	カバー(機械・油圧)	123	分解点検又は洗浄								

注)点検種別欄の※印作業項目は、消防法で定められている点検項目である。

※本資料は、製作及び納品メーカーによる規定資料である

区分	点検部	点検項目 No.	作業項目	点検種別						状況及び処置記録 結果記号 良好:○ 調整:△ 交換: ●不適合:× 該当無:／	結果
				A	B	C	D	E	F		
過給系統	過給機	124	ブロワーフィルター洗浄			○	○	○	○		
		125	分解掃除						○		
		126	水圧テスト(分解の上)						○		
	空気冷却器	127	外観目視点検錆・損傷の有無	○	○	○	○	○	○		
		128	圧力テスト					○	○		
		129	分解点検掃除						○		
その他・附属装置	回転計	130	機関停止中指針が零を指しているか	○	○	○	○	○	○		
	潤滑油・弁腕油圧力計	131	〃	○	○	○	○	○	○		
	冷却水圧力計	132	タンクヘッド圧力を指しているか	○	○	○	○	○	○		
	燃料油圧力計	133	〃	○	○	○	○	○	○		
	断水継電器	134	配線ターミナル増締			○	○	○	○		
		135	動作値の確認調整			○	○	○	○		
	油圧低下スイッチ	136	ターミナルの増締確認調整			○	○	○	○		
		137	動作値の確認調整			○	○	○	○		
	冷却水温度スイッチ	138	ターミナルの増締			○	○	○	○		
		139	動作値の確認調整			○	○	○	○		
	潤滑油温度スイッチ	140	配線ターミナル増締			○	○	○	○		
		141	動作値の確認調整			○	○	○	○		
	燃料フロートスイッチ	142	配線ターミナル増締			○	○	○	○		
		143	動作値の確認調整			○	○	○	○		
	スピードリレー またはスイッチ	144	配線ターミナル増締			○	○	○	○		
		145	動作値の確認調整			○	○	○	○		
	セルモーター	146	接点・ブラシ等の点検			○	○	○	○		
	発電機	147	発電機ブラシの汚れ摩耗点検	○	○	○	○	○	○		
		148	スリップリング当り点検(含錆汚れ)	○	○	○	○	○	○		
		149	軸受油力キリング点検	○	○	○	○	○	○		
	配電盤	150	遮断器絶縁油点検				○	○	○		
		151	計器の点検	○	○	○	○	○	○		
		152	保護継電器の動作試験				○	○	○		
	ラジエーター関係	153	冷却水入替及び清掃				○	○	○		
		154	コアの掃除、ゴムホース交換					○	○		
		155	ファンの羽根取付鉄に弛み点検	○	○	○	○	○	○		
		156	ファンベルトゆるみ点検			○	○	○	○		
		157	スパイダー谷底部点検			○	○	○	○		
	煙導	158	背圧測定			○	○	○	○		
		159	消音器のドレン抜き	○	○	○	○	○	○		
	軸継手	160	外観点検			○	○	○	○		
		161	ゴム継手のゴムの点検			○	○	○	○		
	中間軸受	162	潤滑油の汚れ・油量点検	○	○	○	○	○	○		
		163	軸受メタルの点検					○	○		
	クラッチ	164	潤滑油の汚れ・油量点検		○	○	○	○	○		
		165	潤滑油の交換			○	○	○	○		
		166	ガイドブッシュ部へのグリス補充			○	○	○	○		
		167	各部締付ボルトの点検			○	○	○	○		
		168	作動確認		○	○	○	○	○		

注) 点検種別欄の※印作業項目は、消防法で定められている点検項目である。

※本資料は、製作及び納品メーカーによる規定資料である

交換部品表

1/6

	名 称	数 量	単 位	備 考
1	自家発電装置交換部品費(田浜地区)			
-1	ガスケット(シリンダヘッド)	1	個	
-2	ボルト(シリンダヘッド)	14	個	
-3	シール(オイル)	1	個	
-4	Oリング(1AP32. 0) ギヤケース用	1	個	
-5	Oリング(1AS24. 0)	1	個	
-6	シール(オイル)	1	個	
-7	Oリング(1AP32. 0) ボンネット用	1	個	
-8	Oリング(1AP12. 0)	3	個	
-9	シール(バルブシステム)	3	個	
-10	バルブ(キュウキ)	3	個	
-11	シート(ノズル)	3	個	
-12	プロテクタ(ノズル)	3	個	
-13	ホース(キュウキB)	1	個	
-14	ホースクリップ(70)	1	個	
-15	ガスケット(エアヒータ)	1	個	
-16	ガスケット(キュウキマニホールド)	1	個	
-17	ホースクリップ(54)	1	個	
-18	ガスケット(ハイキマニホールド)	1	個	
-19	ガスケット(タービンデグチ)	1	個	
-20	ガスケット(タービン)	1	個	
-21	リングSET(ピストン)	3	個	
-22	メタルCMP(クランクピン)	3	個	
-23	ボルト(コネクティングロッド)	6	個	
-24	フィルタCMP(LO D80×80L)	1	個	
-25	Oリング	1	個	
-26	ガスケット(オイルキュウニュウカン)	1	個	
-27	ガスケット(ジュンカツポンプ)	1	個	
-28	パッキン(マル 10×1.0)	2	個	
-29	Oリング(4DP16. 0)	1	個	
-30	ツギテ(ジュンカツユモドシカン)	1	個	
-31	ホースクリップ(22)	2	個	
-32	シールワッシャー(コマル、ニトリル10)	2	個	
-33	シールワッシャー(コマル、ニトリル8) 潤滑油パイプ用	1	個	
-34	ガスケット(サーモスタットカバー)	1	個	
-35	ガスケット(サーモスタット)	1	個	
-36	ガスケット(レイキャクスイポンプ)	1	個	
-37	Oリング(G30)	1	個	
	以下次葉			

[illegible]

交換部品表

3/6

	名 称	数 量	単 位	備 考
2	自家発電装置交換部品費(石浜地区)			
-1	ガスケット(シリンダヘッド)	1	個	
-2	ボルト(シリンダヘッド)	14	個	
-3	シール(オイル)	1	個	
-4	Oリング(1AP32. 0) ギヤケース用	1	個	
-5	Oリング(1AS24. 0)	1	個	
-6	シール(オイル)	1	個	
-7	Oリング(1AP32. 0) ボンネット用	1	個	
-8	Oリング(1AP12. 0)	3	個	
-9	シール(バルブシステム)	3	個	
-10	バルブ(キュウキ)	3	個	
-11	シート(ノズル)	3	個	
-12	プロテクタ(ノズル)	3	個	
-13	ホース(キュウキB)	1	個	
-14	ホースクリップ(70)	1	個	
-15	ガスケット(エアヒータ)	1	個	
-16	ガスケット(キュウキマニホールド)	1	個	
-17	ホースクリップ(54)	1	個	
-18	ガスケット(ハイキマニホールド)	1	個	
-19	ガスケット(タービンデグチ)	1	個	
-20	ガスケット(タービン)	1	個	
-21	リングSET(ピストン)	3	個	
-22	メタルCMP(クランクピン)	3	個	
-23	ボルト(コネクティングロッド)	6	個	
-24	フィルタCMP(LO D80×80L)	1	個	
-25	Oリング	1	個	
-26	ガスケット(オイルキュウニュウカン)	1	個	
-27	ガスケット(ジュンカツポンプ)	1	個	
-28	パッキン(マル 10×1.0)	2	個	
-29	Oリング(4DP16. 0)	1	個	
-30	ツギテ(ジュンカツユモドシカン)	1	個	
-31	ホースクリップ(22)	2	個	
-32	シールワッシャー(コマル、ニトリル10)	2	個	
-33	シールワッシャー(コマル、ニトリル8) 潤滑油パイプ用	1	個	
-34	ガスケット(サーモスタットカバー)	1	個	
-35	ガスケット(サーモスタット)	1	個	
-36	ガスケット(レイキャクスイポンプ)	1	個	
-37	Oリング(G30)	1	個	
	以下次葉			

13

交換部品表

5/6

	名 称	数 量	単 位	備 考
3	自家発電装置交換部品費(港地区)			
-1	ガスケット(シリンダヘッド)	1	個	
-2	ボルト(シリンダヘッド)	18	個	
-3	Oリング(1AP11. 0)	1	個	
-4	Oリング(1AP32. 0) ギヤケース用	1	個	
-5	Oリング(1A3075)	1	個	
-6	Oリング(P14)	1	個	
-7	Oリング(P20)	1	個	
-8	シール(オイルギヤケース)	1	個	
-9	Oリング(1AG85. 0)	1	個	
-10	Oリング(1AS24. 0)	1	個	
-11	シール(オイルホイルガワ)	1	個	
-12	ガスケット(ボンネット)	1	個	
-13	Oリング(1AP12. 0) ボンネット用	4	個	
-14	Oリング(1AP32. 0) ボンネット用	1	個	
-15	シール(バルブシステム)	8	個	
-16	Oリング(1AP12. 0) 燃料噴射ノズル用	4	個	
-17	シート(ノズル)	4	個	
-18	プロテクタ(ノズル)	4	個	
-19	バルブ(キュウキ)	8	個	
-20	バルブ(ハイキ)	8	個	
-21	ジョイント(ゴムA)	1	個	
-22	ホースクリップ(54)	2	個	
-23	ガスケット(キュウキマニホールド)	1	個	
-24	ガスケット(エアヒータ) 吸気ベンド間座用(タービン側)	1	個	
-25	ガスケット(エアヒータ) 吸気ベンド間座用(吸気マニホールド側)	1	個	
-26	ガスケット(ハイキマニホールド)	1	個	
-27	ガスケット(タービンイリグチ)	1	個	
-28	ガスケット(タービンデグチ)	1	個	
-29	リングSET(ピストン)	4	個	
-30	メタルCMP(クランクピン)	4	個	
-31	ボルト(コネクティングロッド)	8	個	
-32	Oリング 潤滑油クーラー用(上側)	1	個	
-33	Oリング 潤滑油クーラー用(下側)	1	個	
-34	Oリング(4CP18. 0) 潤滑油吸入管用	1	個	
-35	フィルタ(LO D80×100)	1	個	
-36	Oリング(4DP18. 0) 潤滑油戻り管用	1	個	
-37	ホース(オイルモドシ)	1	個	
	以下次葉			

